

合併市町村実態調査
地域審議会（地域自治区）実態調査

調 査 結 果

平成18年9月



新潟県総務管理部市町村課

目 次

合併市町村実態調査

<u>1. 市町村建設計画と事業の実施状況</u>	1
<u>2. 旧市町村役場から支所出張所への移行状況</u>	3
<u>3. 合併後の定員・給与・人事管理の状況</u>	6
<u>4. 合併後の議会運営等の状況</u>	11
<u>5. 合併後の地域振興施策の状況</u>	12
<u>6. 使用料・手数料等及び住民サービスの状況</u>	13
<u>7. 都道府県からの権限移譲の状況</u>	19
<u>8. 補助施設の転用・廃止の状況</u>	20
<u>9. 旧地名の保存、公文書の散逸防止策などの例</u>	21
<u>10. その他市町村合併により生じた積極的な効果</u>	22
<u>11. その他合併後の行財政運営上の課題</u>	23

地域審議会（地域自治区）実態調査

<u>1. 地域審議会（地域協議会）における審議事項</u>	24
<u>2. 地域審議会（地域協議会）の構成</u>	26
<u>3. 事務局機能について</u>	27
<u>4. その他</u>	29

合併市町村実態調査

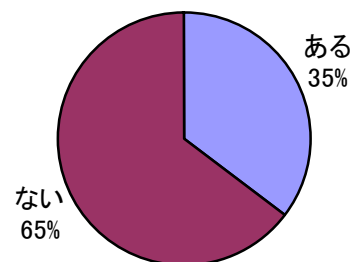
1. 市町村建設計画と事業の実施状況

- ◆ 市町村建設計画そのものを変更した団体はないが、6団体において、未着手又は中止となった事業があると回答しており、中には全般的な事業の見直しを行っている団体もある。
- ◆ 残りの11団体においては、概ね市町村建設計画に沿って事業展開をしているが、普通建設事業費ベースでみると、多くの団体で計画よりも減少しており、今後の財政状況や社会情勢等の環境変化に応じた各事業についての精査が課題になるとみられる。

(1) 市町村建設計画で、「〇〇年度実施予定」となっていたにもかかわらず、現在まで未着手となっている事業や中止とした（又は中止予定の）事業がありますか。

区分	団体数
①ある	6
②ない	11

1-(1)未着手・中止事業



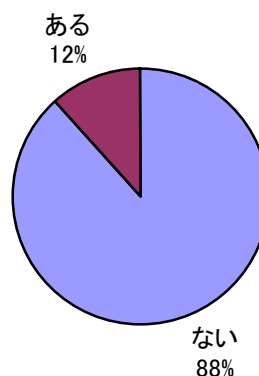
中止（又は中止予定）となった事業の概要及び中止となった経緯

- ・ 平成18年度において、合併特例事業全体の見直し作業を行い、事業の精査を行っている。
- ・ 図書館（分館）整備事業 新設 1棟 改修9箇所
←財政上の理由と図書館システムの整備により新たな整備が不要となったことによる。
- ・ 小・中学校単独調理場整備事業
←市町村建設計画策定時には想定していなかった重要課題が出てきたため、当該課題への対策のための事業を優先

(2) 市町村建設計画で予定していた以上に充実した取組を行っている事業がありますか。ある場合は、その内容をご記入ください。

区分	団体数
①ない	15
②ある	2

1-(2) 充実させた事業

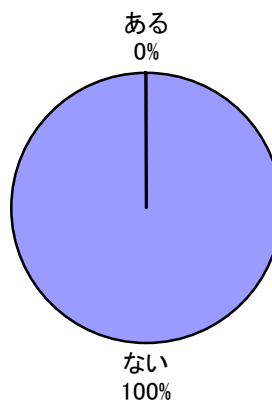


- ・ 法定の合併協議会で合意された建設計画では、統合小学校の建設に向けた検討事業と位置付けられていたものが、その後実施計画策定時において小学校の統合が決定し、校舎の建設事業が行われた。
- ・ 中越大震災の関係から、行政防災無線(同報系)の整備を前倒しするとともに整備内容の高度化を図った。

(3) 市町村建設計画を変更したこと(又は変更の予定)がありますか。

区分	団体数
①ない	17
②ある	0

1-(3) 建設計画変更

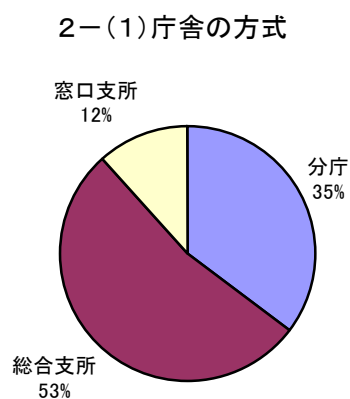


2. 旧市町村役場から支所出張所への移行状況

- ◆ 旧市町村役場で閉鎖されたところはなく、住民に対する窓口サービスは基本的に従前どおり行われている。また、分庁舎方式・総合支所方式を採用している団体がほとんどで、合併後も大きな見直しはなされていないことから、旧市町村の体制がそれぞれある程度残されているものと思われる。
- ◆ 全体の職員数が減少する中で、多くの団体において本庁舎の職員数を維持又は増加させている。合併して間もないため本格的な配置転換等はこれからというところが多いと思われるが、少しずつ本庁に職員をシフトさせる傾向が見られる。中には大幅に職員を支所から本庁に異動させている市もある。
- ◆ 旧市町村の庁舎や議場の空きスペースについては、会議室や書庫として使われている例が多いが、住民用の集会スペースとして開放したり、各種団体の事務所等に貸し出したりしている事例も見受けられ、今後も更に積極的に活用していくことが望まれる。なお、議場については特殊な構造で転用が難しい場合もあると思われるが、他の自治体の例や、職員や住民からのアイデア募集により、有効活用を図ることも課題である。

(1) 旧市町村役場を、現在、どのように活用していますか。あてはまるもの（又は最も近いもの）を1つ選んでください。

区分	団体数
①分庁方式	6
②総合支所方式	9
③窓口支所方式	2
④出張所方式	0
⑤その他	0

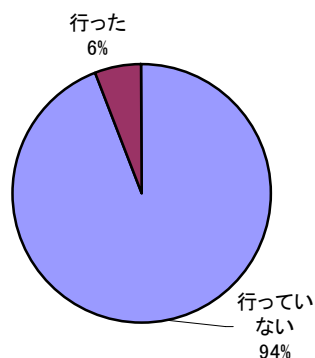


- (2) 合併時点以降に、支所・出張所の活用方法の見直しを行いましたか。
行った場合は、見直し前後の活用方法をご記入ください。

区分	団体数
①見直しを行っていない	16
②見直しを行った	1

政令指定都市移行後に、区役所・出張所等として活用

2-(2) 庁舎方式の見直し



- (3) 本庁舎及び本庁舎以外に配置した職員数についてご記入ください。

合併直後と平成18年度当初における本庁職員数の比較

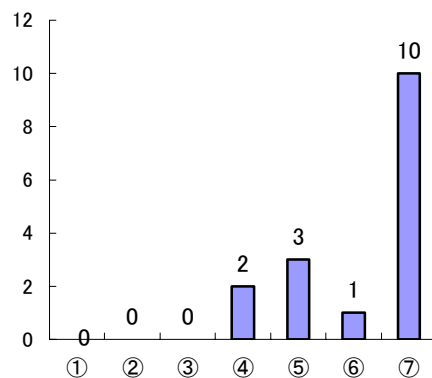
区分	団体数
①本庁職員増	11
②本庁職員減	6

本庁職員増減率(平均) 4.7%
全職員増減率(平均) ▲3.0%

- (4) 住民サービスの維持・向上のため、旧市町村役場で新たに処理することとした事務はありますか。あてはまるものを全て選んでください。

区分	団体数
①保健福祉	0
②商工振興	0
③農林水産業振興	0
④住民参加、協働	2
⑤部署横断的な窓口	3
⑥その他	1
⑦新たな機能追加はない	10

2-(4) 新たな処理事務



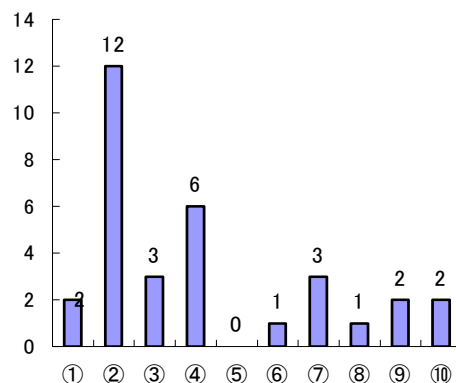
第1・3土曜日(支所)の午前8時30分から12時まで開庁し、市民課職員による住民票の交付及び印鑑登録・証明の交付

(5) 旧市町村庁舎（議会の議場を含む。）について、現在、支所、出張所等として利用していないスペースがある場合、どのように活用（予定含む。）していますか。あてはまるものを全て選んでください。

【旧市町村庁舎】

区分	団体数
①住民用の集会スペース	2
②会議室	12
③図書室、行政資料閲覧コーナー	3
④書庫	6
⑤博物館、美術館等	0
⑥NPO 活動、放課後児童健全育成事業等	1
⑦シルバー人材センターの事務所等	3
⑧職員研修施設	1
⑨その他	2
⑩活用方策が決まっていない	2

2-(5)旧市町村庁舎の活用

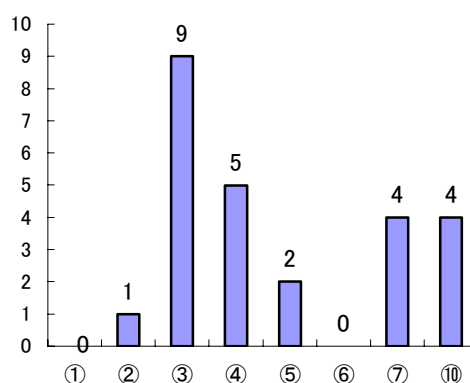


公文書分類センター、社会福祉協議会事務所など

【旧議会議場】

区分	団体数
①移動議会の開催場所、議会中継の放映場所等	0
②住民用の集会スペース	1
③会議室	9
④書庫	5
⑤ミニホール	2
⑥職員研修施設	0
⑦その他	4
⑩活用方策が決まっていない	4

2-(5)旧議場の活用



図書館分館、CATVスタジオなど

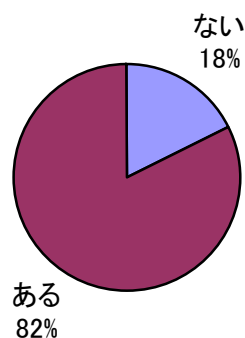
3. 合併後の定員・給与・人事管理の状況

- ◆ ほとんどの団体で多かれ少なかれ組織が拡充されており、特に大規模合併を成し遂げた市において、組織の充実が図られている。総務部門や産業部門の強化のほか、子育て支援や市民活動・地域振興等のための組織が新たに設置されている。
- ◆ また、人事に関しては、多くの団体で本庁・支所間又は旧市町村間の人事交流に取り組んでいる。今後、新市の一体化や適材適所の観点から、更に交流が進んでいく方向にある。
- ◆ 給与制度については、旧市町村間における制度や水準に差があることから、各市町とも合併を契機として様々な見直しを行っている。
- ◆ 職員の給与上の格付けの取扱いについては、11団体において差があったと回答しているが、うち3分の1強の団体においては、格差是正に向けた具体的な取組には至っていない。
- ◆ 人材育成については、旧市町村間の意識やレベルの差が課題となっており、各団体とも資質向上や相互理解のための研修に工夫を凝らしている。

- (1) 合併によって、組織が専門化したり、新たに専門の組織を設置したり、人員が大幅に増員されるなど、部・課・係が充実、専門化された事例はありますか。
ある場合は、その部・課・係の名称と、充実、専門化された内容、理由等をご記入ください。

区分	団体数
①ない	3
②ある	14

3-(1)組織の専門化



- ・ 合併後の重要産業となる農業の振興を図るため、農林部を再編
- ・ 地域の振興を図るため、各支所と本庁との連携を担う本庁に地域自治振興室を新設
- ・ 市行政の総合企画、政策の推進を図るため、政策推進課を設置
- ・ 市税等の収納を専門とする収納課を新設
- ・ 観光資源の開発・PRを専門とする観光課を新設
- ・ こども課を新設し、就学前の子育て支援や幼稚園と保育園の手続きを一箇所で行えるワンストップサービスを行うようにした。
- ・ 住民自治・住民参画の行政を推進し、市民協働のまちづくり組織を設置するため、市民活動支援

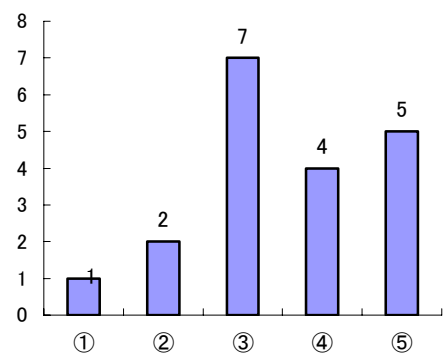
係を新設した。

- ・ 新市建設計画の実施に伴い市発注工事の急増が見込まれることから、工事検査係を新設した。
- ・ 編入された市町村の地域振興を図るため、地域振興課を新設。
- ・ 次世代育成支援の強化を目的とし、子どもたちを健やかに育てることができる環境整備のため、総合的な少子化対策を担当する次世代育成支援課を新設。
- ・ 産業振興課内に、地場産業の育成、起業支援を担当する中小企業支援対策室を新設。
- ・ 地域経済の活性化を目指し、歴史と自然などの豊富な観光資源を生かす戦略的な観光施策の確立のため、観光企画課を新設。
- ・ 持続的に発展する地域社会実現のため、農林水産部に農政企画課、農業振興課及び林業水産課を新設し、基幹的産業である農林水産業の計画的な振興と活性化を図る。

- (2) 合併を契機として、どのように組織・機構の簡素化や見直しを行いましたか。
あてはまるものを全て選んでください。

区分	団体数
①係制からスタッフ制への移行	1
②組織のフラット化	2
③旧市町村ごとの地域本部や担当部課等の設置	7
④各部課内の管理部門の整理統合	4
⑤その他	5

3-(2)組織の見直し



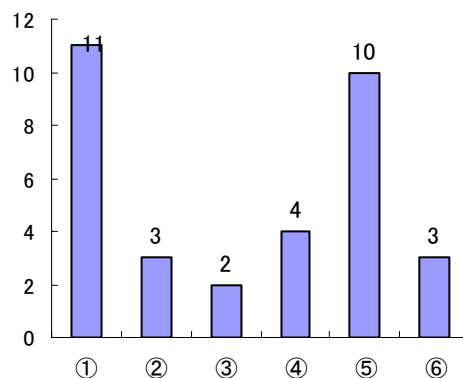
- (3) 旧市町村間の統合を促進するために、人事上行っている配慮などがあれば、ご記入ください。

- ・ 旧市町村間の枠組みを越えた人事異動を積極的に進めている。
- ・ 合併前の市町村の職員の意欲や能力、資格の活用等を自己申告してもらい過去の経験や今後の期待などを総合的に判断し人事配置を行った。
- ・ 合併当初は各業務に市町村職員を配置し、職員交流を図り、諸制度統合の混乱を生じないように配慮した。

(4) 合併を契機として、どのように給与制度・運用の見直しを行いましたか。あてはまるものを全て選んでください。

区分	団体数
①旧市町村の制度をすり合わせ、統一した。	11
②職員の能力、成果等を反映する給与制度に改めた。	3
③民間賃金水準等を踏まえ、給与水準の引き下げ等を行った。	2
④時間外手当等を極力縮減するための取組を行った。	4
⑤不要、不適切な手当等の見直しを行った。	10
⑥その他	3

3-(4) 給与制度の見直し



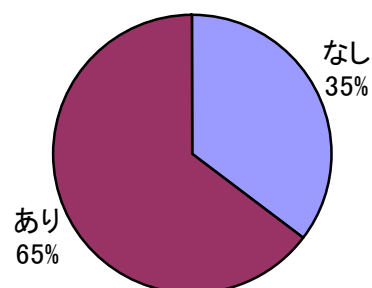
(5) 合併直後、職員の給与上の格付けの取扱いに差がありましたか。差があった場合、格差是正に向け、どのように取組まれましたか。その内容をご記入ください。

区分	団体数
①なし	6
②あり	11

格差是正に向けた取組の有無

区分	団体数
①なし	4
②あり	7

3-(5) 給与上の格付け格差



- ・ 昇級、昇格の取り扱いに違いがあった。現給補償のうえ降任(副参事→主任主査を設けて対応)
- ・ 合併後の昇格運用基準に基づき、全職員の給与の再計算を行い、昇給延伸や短縮で調整した。

(6) 合併後の職員の人材育成について、どのような取組を実施していますか。

ア) 新市町村や旧市町村間相互の理解を深めるための職員研修

- ・ 合併特別セミナーを開催し、全管理職を対象に合併マニフェストの理解と浸透を図る。
- ・ 本庁・支所の連携強化にかかる取組みの一環として、支所職員が本庁や他の支所の事業・制度等の情報及び業務内容等を把握・認識するための専門研修「分野別担当者研修会」を継続して実施している。
- ・ 旧町村の職員を対象に今後のまちづくりのための施策への反映や職員の資質向上を図ることを目的とした市長との懇談会を実施した。
- ・ 合併職員を対象として新市の職場文化に慣れてもらうよう、情報セキュリティー及び操作研修を実施したほか、接遇マナー向上研修、メンタルヘルスセミナーなども実施した。
- ・ 旧他町村の施設の視察研修

イ) 市制施行や都道府県からの権限移譲等に伴う業務知識取得・向上のための職員研修

- ・ 庶務担当者実務事前説明会を開催し、合併直後の事務の停滞を防ぐ。
- ・ 職場ごとにチーム OJT を必須として、業務知識・能力の向上に努めている。

ウ) 政策形成能力、マネジメント能力の向上などに係る管理職等を対象とした職員研修

- ・ 課長補佐級職員を対象に管理職に必要な部下育成力を高めるためのコーチング手法についての研修を実施する予定
- ・ 自薦、他薦による選抜職員に政策形成能力を育成するため、ゼミ方式の研修を実施している。
- ・ 勤務評価についての評価者研修
- ・ 合併に伴い各種計画づくりを進めるうえで、係長の職責として、町づくりを進めるプロデューサーとしての資質を高めるため1泊2日の研修

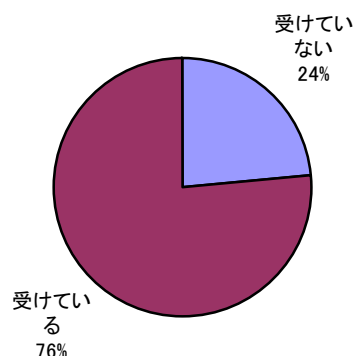
エ) その他

- ・ 旧市、旧町村の職員が一体となって話しをしたり士気を高めたりするような『集合研修』を実施している。
- ・ 自己啓発研修に対する補助制度

(7) 合併後、国や県から職員の派遣を受けていますか。

区分	団体数
①受けていない	4
②受けている	13

3-(7)国・県からの職員派遣

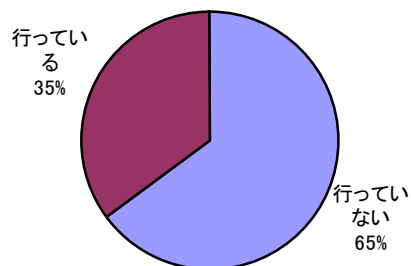


(8) 旧市町村の首長について、特別職に登用するなど、新市町村の行政運営に直接的に参画を求める取組を行っていますか。行っている場合は、その内容をご記入ください。

区分	団体数
①行っていない	11
②行っている	6

助役、特別参与、支所長、地域
自治区区長、地域相談役 等

3-(8)旧市町村の首長の登用



(9) 合併後における職員の人材育成・確保に関する課題、問題点などがありましたら、自由にご記入ください。

- ・ 異なった組織文化で育った職員が合併したことにより、職員間の仕事に対する取り組みの意識に差があり意識改革を行う必要性がある。また、今後10年間に管理職の約9割が退職することから次の世代の育成が急務となっている。
- ・ 当市は地理的な条件により、派遣研修は出向くことになり、費用面がネックとなることから、庁内研修にシフトして節減をはかることも必要となってくる。一方、庁内研修の場合は、担当職員の負担も大きくなることから、どのようにバランスをとって実施していくかが課題となっている。
- ・ 人材育成については、旧町村や合併後の部署等により、職員意識にずれがあり、レベルを合わせていくことが課題となっている。人材確保については、民間との給与格差により職種によっては応募がない場合がある。
- ・ 定員適正化計画により、職員を大幅に削減していく中で、業務を整理、統合していくと同時にその変化に対応できるように進めていくことが必要。そのための能力開発、職員研修等について工夫していかなければならない。

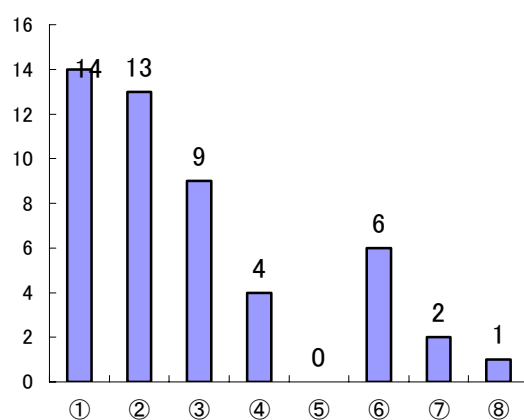
4. 合併後の議会運営等の状況

- ◆ 定数特例や在任特例の適用により一時的に議員数が増えている影響もあると思われるが、旧町村と市における議会の規模や運営等の違いにより、ほとんどの団体で議会の充実が図られている。

- (1) 合併後の議会の審議は、合併前と比べて充実しましたか。あてはまるものを全て選んでください。なお、編入合併の場合においては、編入された市町村のうち最も小規模な市町村と合併後の市町村との比較で回答してください。

区分	団体数
①定例会の会期日数が増えた	14
②代表・一般質問の日数が増えた	13
③常任・特別委員会の数が増えた	9
④議員提案の議案数が増えた	4
⑤夜間や休日に議会を開会	0
⑥議会図書室が充実された	6
⑦その他の充実が図られた	2
⑧合併前と変わらない	1

4- (1) 合併後の議会



- ・会議録のインターネット公開
- ・議会中継(ケーブルテレビ)

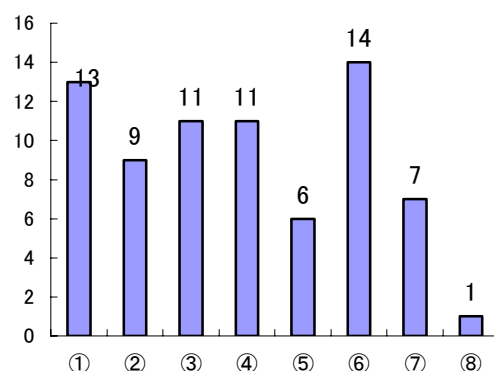
5. 合併後の地域振興施策の状況

- ◆ 旧市町村地域の振興には各団体とも積極的に取り組んでおり、従来のイベントの継続や伝統文化に対する支援にとどまらず、地域審議会等の活用や新たなコミュニティ組織の設置・強化に取り組んでいる団体も少なくない。

- (1) 旧市町村地域（例えば、編入合併の場合の編入された地域）の振興のために、どのような施策を講じていますか。あてはまるものを全て選んでください。

区 分	団体数
①地域単位のイベントや祭り等の実施、支援	13
②地域の伝統文化の保存・継承に関する事業の実施、支援	9
③旧市町村単位で設置されている公共的団体(商工会等)への支援	11
④地域のコミュニティ活動を行う団体(自治会、町内会等)への支援	11
⑤旧市町村地域の振興に取り組むための庁内組織の設置	6
⑥地域審議会、地域自治区又は合併特例区の活用	14
⑦法律に基づかない独自のコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組みの構築	7
⑧その他	1

5-(1)旧市町村地域の振興



- (2) (前掲5-(1)で「②」と回答された場合) 具体的な内容を記入してください。

- ・ 編入市町村で実施していた各地域の歴史、文化、伝統に係る一定の事業については、直接支所に配当される独自予算(地域振興費)を設定し、合併前と同様に執行できるようにしている。
- ・ 地域が自ら考え・行う地域活性化事業に対して助成している。
- ・ 市指定無形民族文化財保持団体へ補助金を交付し、保存継承活動を支援している。

- (3) (前掲5-(1)で「⑦」を回答された場合) 具体的な内容を記入してください。

- ・ 地域における諸問題の把握や、課題解決の検討などを行うため、各小学校又は中学校校区単位で「地域コミュニティ協議会」の設立を支援している。
- ・ 複数の集落・自治会がまとめた自主的な自治組織「地区振興会」を設置するよう指導した。
- ・ 市内の一定の地域を単位としてまちづくり協議会を設置し、地域住民による主体的な地域づくりを進める。既存の自治会等の単位で対応が難しいと考えられる課題や問題を掘り起こし、地域住民自らが解決策を協議し、責任を持って解決していくことで自立した地域づくりを行う組織。

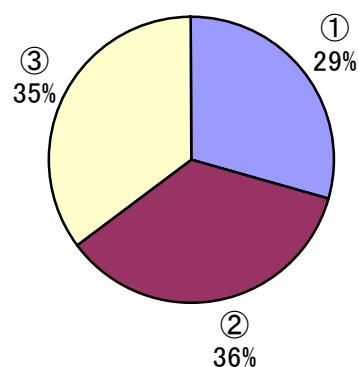
6. 使用料・手数料等及び住民サービスの状況

- ◆ 多くの団体において、合併時点又は合併後に、使用料・手数料等の引き上げ又は引き下げが行われているが、住民からは特に大きな反応はなかった団体が多い。
- ◆ 合併に伴うサービスの拡充については、各種医療費助成や検診事業の拡大をあげる団体が多かったほか、合併による規模の拡大に伴い、専門職員の配置や窓口時間の拡大などの取組みがみられる。
- ◆ 「合併しなかった場合は、現在より更に厳しい財政状況にあることが想定され、全体としてサービス水準の低下となったと考えられる」という声があるように、公共料金や各種助成事業など、合併によりサービスが維持されているという肯定的な評価がみられる。
- ◆ 合併時又は合併後にサービスが引き下げられた事例として、対象者の拡大に踏まえたサービス水準の見直しやより大きな施策の枠組みの中での見直しなどがある。今後の財政状況等を踏まえ、サービス水準の見直しも想定し、財政状況を説明するなど住民の理解を得るための取組みみられる。
- ◆ 面積拡大によるサービス低下等の懸念に対しては、ほとんどの団体で庁舎その他の公共施設間を光ファイバーで結ぶことにより、瞬時に情報のやり取りができるよう対策を講じている。
- ◆ 公共的団体についても徐々に統合が進んでおり、現在調整中という団体も多い。

(1) 合併に際しての主な使用料・手数料等の設定にあたり、基本的にどのような考え方を持っていましたか。最も近いと考えるものを一つ選んでください。

区 分	団体数
①合併前と同レベルのサービスを効率的に実施し、使用料・手数料等の増額は原則行わないことを基本とした。	5
②合併を契機として、サービスと負担の水準の適正化を図り、必要に応じ使用料・手数料等を引き上げることもあることとした。	6
③基準とする市町村を選び、原則としてその市町村の使用料・手数料等に統一することとした。	6
④その他	0

6- (1)使用料等の設定の考え方

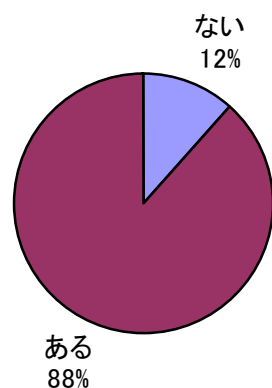


(2) 合併時点あるいは合併後に、主な使用料・手数料等の改定を行い、地域によっては使用料・手数料等の引き上げが行われたものを全て選んでください。

あわせて、住民の反応として最もあてはまるものを選んでください。

区分	団体数
①ない	2
②ある	15

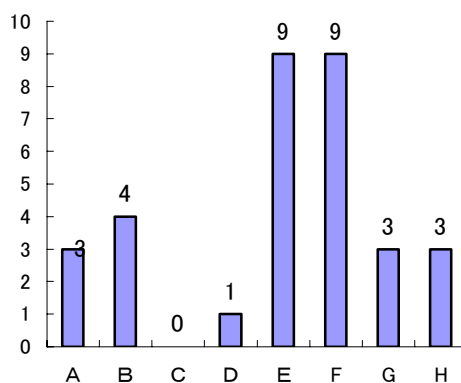
6-(2). 使用料等の引き上げ



【引き上げた使用料・手数料等】

区分	団体数
A上水道	3
B下水道	4
C一般廃棄物処理	0
Dし尿処理	1
E国民健康保険料(税)	9
F介護保険料	9
G公共施設の使用料	3
Hその他	3

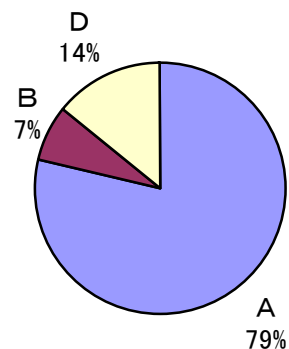
6-(2)引き上げた使用料等



【住民の反応】

区分	団体数
A特に大きな反応は無かった	11
B料金の据え置き、引き下げを求める声が強かった	1
Cサービス水準の見直しを求める声が強かった	0
Dその他	2

6-(2)住民の反応

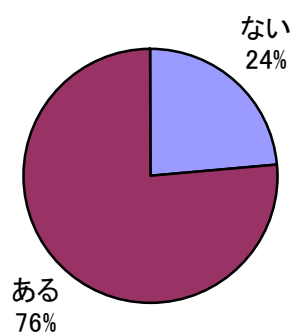


(3) 合併時点あるいは合併後に、主な使用料・手数料等の改定を行い、地域によっては使用料・手数料等の引き下げが行われたものを全て選んでください。

あわせて、住民の反応として最もあてはまるものを選んでください。

区分	団体数
①ない	4
②ある	13

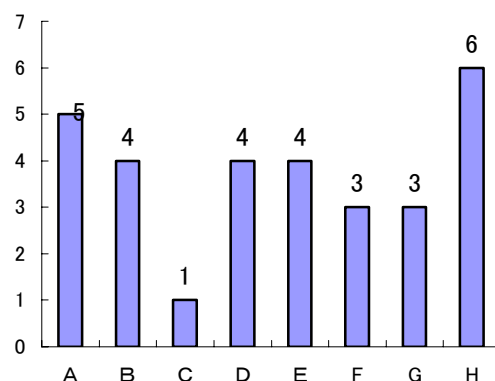
6-(3)使用料等の引き下げ



【引き下げた使用料・手数料等】

区分	団体数
A上水道	5
B下水道	4
C一般廃棄物処理	1
Dし尿処理	4
E国民健康保険料(税)	4
F介護保険料	3
G公共施設の使用料	3
Hその他	6

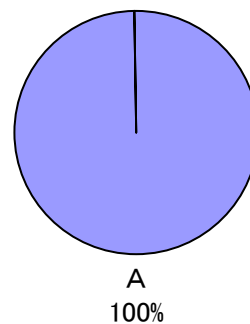
6-(3)引き下げた使用料等



【住民の反応】

区分	団体数
A特に大きな反応は無かった	13
Bサービス水準の見直しを求める声が強かった	0
Cその他	0

6-(3)住民の反応



(4) 合併に伴い、地域によっては住民サービスの充実が図られた事例などがあれば、ご記入ください。

- ・ 各種医療費助成の拡充
- ・ 各種検診事業の拡充
- ・ 編入市町村において、中学校入学時に自転車通学が認められた生徒にヘルメットが支給されることとなった。
- ・ 編入市町村の全小中学校の図書館に臨時の司書が配置された。
- ・ 災害時対応や災害復旧において、被災地に対して人的・経費的に充実した対応、執行体制が取れるようになった。
- ・ 市町村合併に伴って消防救急の出動体制が見直された結果、一部地域で現地到着時間の短縮が実現した。
- ・ 消費生活相談や家庭児童相談等において、合併前の市町村では行政担当者が兼務で相談にあっていたが、合併後は専門知識を持つ相談員による相談、支援が可能になった。
- ・ 第1・3土曜日(支所)の午前8時30分から12時まで開庁し、市民課職員による住民票の交付及び印鑑登録・証明の交付に対応。
- ・ 合併により自治体機能の拡充が図られたことで、昨夏の水害や今冬の豪雪等の様々な災害に対して、人員の確保や突発的経費への手当てなど、一体的・総合的な対応が可能となった。
- ・ 公共施設の耐震診断を当初計画より前倒して実施するとともに、新たに町内会集会所の耐震性や安全性を確保するための耐震診断や耐震補強工事に対する補助制度を創設した。

(5) 合併したことにより、地域によっては現状の住民サービスの水準が維持できた事例（合併しなければ将来的には住民サービスの水準の引き下げが予想されたもの）があれば、ご記入ください。

- ・ 心身障害者福祉タクシー利用料金助成制度
- ・ リフト付きタクシー利用料金助成制度
- ・ 保育料
- ・ 水道料金
- ・ 市税
- ・ ごみの分別と収集
- ・ 火葬場料金
- ・ 合併協議において、旧町村で独自に行っていた事務事業 500 件を精査している。これらの中には各種団体への補助金やまつり等への補助金などがあり、合併しなければこれら全てが縮小もしくは廃止となっていたと考えられる。
- ・ 合併しなかった場合は、現在より更に厳しい財政状況にあることが想定され、全体としてサービス水準の低下となったと考えられる。

- (6) 合併時点あるいは合併後に、主なサービス内容の改定を行い、地域によってはサービス水準が引き下げられることとなった事例があれば、主なもの（3つ程度）についてご記入ください。それぞれについて、引き下げに至った議論の過程、引き下げの理由及び住民の反応を含んで回答してください。

・ チャイルドシート普及事業

一部の編入市町村においてチャイルドシートの購入費を補助する制度があったが、道路交通法の改正による設置義務化から数年が経過し、チャイルドシートが住民生活に既に定着しており、また、安価に購入可能となったため廃止した。

・ 結婚祝金の廃止

人口定住を図るため、合併前の旧市町村で実施していた結婚祝金を新市全域に拡大して実施していたが、子育て支援全体の中で検討した中で、幼児医療を拡大することとし、結婚祝金を平成18年度から廃止することとした。住民の反応自体は特に大きくなかったが、議会の質疑の中で、合併協議時に調整された項目であることから、存続を求める発言があった。

・ 寝たきり老人等在宅介護手当

介護認定を受けている者と常時介護を実施する者と支給対象者が合併関係団体で異なっていた。しかしながら支給対象者の拡大により、結果として、支給月額を引き下げを実施した。

このため、福祉サービスの後退という批判が一部にあった。

・ 乳がん検診 毎年実施 → 隔年実施

検診基準に則した調整であり、一部に不安の声もあった。

・ 長寿祝い金(百歳達齢) 100万円 → 10万円

長寿者への祝いの気持ちを示すもので、金額の多寡ではないということで理解をいただいた。

・ 出生祝い金(第2子以降) 10万円～50万円 → 廃止

現金給付は時代に合わないため、子育て支援策の充実を図ることとした。

・ 各種団体等への補助金について見直しを行った。合併後に、各町での取扱に差があったものを是正する目的で行い、基本的に低い水準で調整した。財政健全化計画の中での取り組みであり、他の項目でも厳しい削減が行われていたので、関係者の理解は概ね得られたと感じた。

・ 合併時の調整では、現状維持か高いサービス水準に合わせる調整方法であったが、合併1年を経過し、また財政健全化計画を策定した中では、事業によって低い水準に見直しを行う場合もでている。18年度当初、市政懇談会を開催して、予算や財政健全化の説明を行い、市民の理解を求めた。

- (7) 合併で市町村の面積が拡大したことによる、住民サービスの低下や市町村内部の意思決定のスピードが遅くなること等の懸念に対し、何らかの対策を講じていますか。

・ 合併協議の過程で、支所で実施した方が効果的なもの、地域の伝統や文化に根ざした事業で地域に特有なもの(地域のまつりなど)を、「地域固有業務」として整理。支所の予算要求権を明確にし、一般的な支所業務とは区分した。

・ 各庁舎間を光ファイバーで結び、電子決裁システム等を導入

・ 総務省の地域イントラネット整備事業により、市内の公共施設 98 箇所を光ファイバーで結び、支所及び出張所における戸籍、住民票、各種証明等のサービス、公共施設におけるホームページの閲覧、本庁・支所間でのテレビ会議、学校における高速インターネットができるようにした。

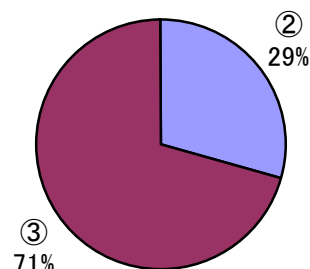
・ 総合事務所長会議の開催等

・ 庁舎間で書類を運ぶ定期便を1日2往復運行。また、IP電話の導入により、どの庁舎への電話でも内線で回せるようにした。

(8) 公共的団体（商工会、文化協会、体育協会、観光協会等）の統合に関する検討状況について、最も近いと考えるものを一つ選んでください。

区分	団体数
①既に一つの団体への統合を行った(行う予定)	0
②現在、統合に向けた調整作業を進めている	5
③一部の団体について統合を行った(行う予定)	12
④当面、統合の予定はない	0
⑤その他	0

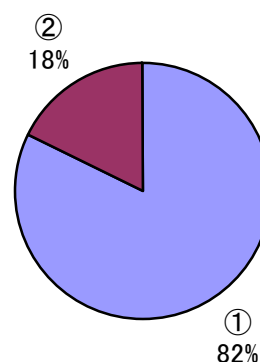
6-(8) 公共的団体の統合



(9) 消防団の統合に関する検討状況について、最も近いと考えるものを一つ選んでください。

区分	団体数
①既に一つの団体への統合を行った(行う予定)	14
②現在、統合に向けた調整作業を進めている	3
③当面、統合の予定はない	0
④その他	0

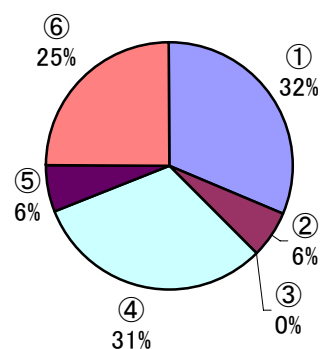
6-(9) 消防団の統合



(10) 公共的団体等（自治会、消防団を含む。）への助成について、合併後にどのような見直しを行いましたか。最も近いと考えるものを一つ選んでください。

区分	団体数
①合併関係市町村のうち、中心となった市の水準に統一した	5
②合併関係市町村のうち、最も高い水準の団体に統一した	1
③合併関係市町村のうち、最も低い水準の団体に統一した	0
④現在調整中	5
⑤当面見直しを行う予定はない	1
⑥その他	4

6-(10) 公共的団体等への助成



7. 都道府県からの権限移譲の状況

- ◆ 県では、現在、条例による独自の権限移譲を進めており、今後更に移譲される事務・権限が増えていくものと思われる。移譲を受ける際の課題として専門知識や施設等の不足を挙げている他、財源に対する要望がある。

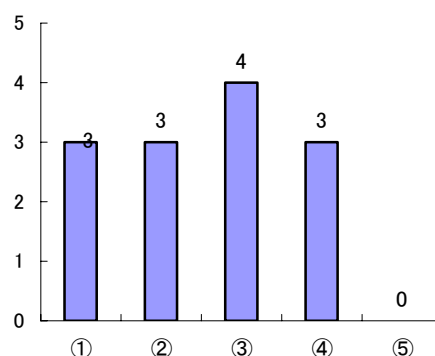
- (1) 合併後、新たに都道府県から移譲された権限があれば、ご記入ください。
(市制施行、指定都市・中核市・特例市への移行に伴うものを除く。)

- ・ 火薬類取締法に基づく事務
- ・ 一般旅券の発給等に関する事務
- ・ 土地区画整理事業の認可等に関する事務
- ・ 浄化槽の設置等に係る書類の経由事務
- ・ 農事組合法人の設立等の届出に関する事務 等

- (2) 権限移譲されたことにより、どのような課題が生じていますか。あてはまるものを全て選んでください。

区分	団体数
①職員の専門知識、技術力が不足している	3
②施設・設備等が不足している	3
③事務を遂行するにあたっての財源が十分に確保できていない	4
④特に課題は発生していない	3
⑤その他	0

7- (2) 権限移譲に伴う課題



- (3) より一層の権限移譲に関する具体的な要望があれば、ご記入ください。

- ・ 農業振興地域の除外に関する要件緩和(県知事同意要件)、教職員の人事権、定数等に関する権限、権限移譲に伴う財政的措置の充実
- ・ 交付金等の財源確保及び市の裁量権の拡大に寄与することのできる事務の移譲(都市計画等)
- ・ 権限の移譲が行われることは、地域の実情に即したきめ細やかで迅速な行政サービスの提供が可能になるとともに、職員の意識改革や政策形成能力の一層の向上が図られ、更なる地方分権の受け皿に値する能力を備えられることとなり、自主・自立のまちづくり、持続的発展が可能なまちづくりにつながることから、地域ニーズに即した一層の事務の移譲を望む。また、移譲においては財源や人員の確保にも十分配慮いただきたい。
- ・ 事務量に見合う財源が措置されるよう希望します。
- ・ 権限移譲に伴う適正な財源の移譲が必要不可欠である。
- ・ 住民サービスの向上、市町村の自治権強化等から権限移譲が進むことは理解しているが、県は移譲に当たっての措置として、財源の確保だけでなく人材の確保についても積極的に取組んでもらいたい。

8. 補助施設の転用・廃止の状況

- (1) 合併前に国庫補助金を受けて整備した施設を、合併後に他の用途に転用した（又は転用を検討中の）例があれば、その転用前後の用途と、転用の際に問題となった（又はなっている）点をご記入ください。

転用前の用途	小学校校舎
転用後の用途	大型民具等の遺物収蔵庫
問題となった点	

転用前の用途	小学校施設
転用後の用途	福祉施設(転用予定)
問題となった点	特になし(今後民間業者よりプロポーザルを受ける予定)

転用前の用途	小学校
転用後の用途	グループホーム
問題となった点	なし (公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)平成9年11月20日付文教施第87号による、福祉法人への期間限定の貸与であり、国への報告事項であるため、問題はなし。)

転用前の用途	交流研修施設
転用後の用途	絵画の展示場(美術館)
問題となった点	交流研修施設を絵画の展示場(美術館)に用途変更するため、相談会に出席したが、「できない」という返答であった旨、報告があった。 合併支援プランでは施設の転用、廃止等についての手続きの簡素化、協力等の事項があったが、国や県の事業担当部門に徹底されているのか疑問。 総論でなく、転用や廃止が可能な基準(補助金名、事業年度等)を明示していただければ、具体的な検討ができる。

- (2) 合併前に国庫補助金を受けて整備した施設を、合併後に廃止した（又は廃止を検討中の）例があれば、その施設の用途と、廃止の際に問題となった（又はなっている）点をご記入ください。

施設の用途	小学校(校舎、体育館)
問題となった点	廃止後の用途について(現在まで他の用途に転用されていない。)

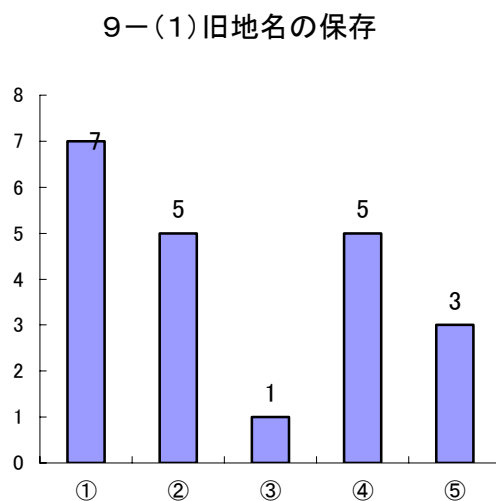
施設の用途	保育施設
問題となった点	特になし(農産物加工所として活用予定)

9. 旧地名の保存、公文書の散逸防止策などの例

- ◆ 合併による旧市町村の公文書の散逸については、かねてより懸念されているところである。旧市町村庁舎の書庫等にそのまま保存するだけでは、組織改正の際や一定期間経過後に一括して廃棄される恐れがあるため、貴重な歴史資料の保存に向け具体的な取組を行うことが期待される。

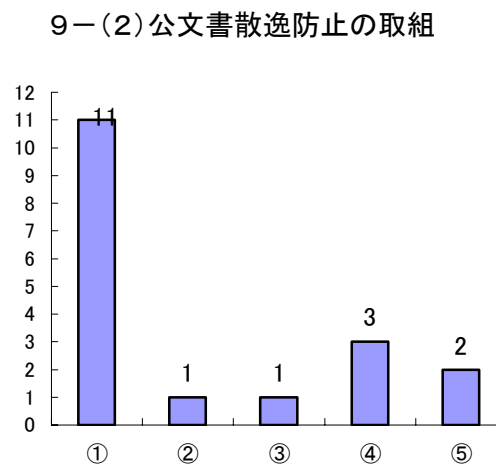
- (1) 合併前の旧地名の保存のため、どのような取組を実施しましたか。
あてはまるものを全て選んでください。

区分	団体数
①旧市町村の名称や由緒ある地名を、町・字名、地域自治組織の区名等として残す	7
②旧市町村の名称や由緒ある地名を、公共施設の名称等として残す	5
③旧市町村の名称や由緒ある地名を冠した民間団体を存続させている	1
④特に意識した取組を行っていない	5
⑤その他	3



- (2) 旧市町村の公文書の散逸防止のため、どのような取組を実施しましたか。
あてはまるものを全て選んでください。

区分	団体数
①合併後も書庫等の保存スペースを確保し、管理している	11
②デジタルデータ化して保存している	1
③合併を契機として公文書館の整備・拡充に取り組んでいる	1
④特に意識した取組を行っていない	3
⑤その他	2



- ・ 歴史的公文書の保存に関して、文書規程の改正を実施。歴史的公文書保存の運用マニュアルの作成およびその運用体制づくりを開始

10. その他市町村合併により生じた積極的な効果

(1) その他市町村合併により生じた積極的な効果があれば、代表的なものを数例をご記入ください。

- ・ 各地域のイベントにおいて、より広い地域からの集客が見られるようになった。
- ・ 市町村合併を機に山から海まで地域条件が多様化した結果、各地域でもともと有していた伝統文化、特産物等の豊かさと相まって、新市における広域的なグリーンツーリズムの受入体制づくりが可能となった。
- ・ 簡素で効率的な行政体制、より専門的な住民サービスの提供
- ・ “妙高”を冠とした市名としたことから、全国での知名度のアップ、交流人口の拡大や産業振興面でプラスのイメージとなっている。
- ・ 当市では、自主・自立、市民本位、地域内分権という理念の下に合併を進める中で、各地域の声を集約し、その声を市政全体の運営に反映させる仕組みとして地域自治区を設け、住民の意見を市政に反映するための地域協議会を設置したが、各地域協議会では、市長からの諮問に対する答申のほか、子育て支援や集落づくり計画支援、海岸侵食対策等多岐にわたる自主的な審議が活発に行われている。また、各地域自治区においては住民組織が設立され、これまで行政が行ってきた公的サービスの一部を担うなど、地域づくり、まちづくりの担い手としての活動が行われており、合併により市域が拡大される中で、旧来の町村を単位とする住民自治の充実に向けた取組みが住民レベルで図られている。
- ・ スポーツ少年団活動、公民館事業等で、旧町村の垣根を越えた団員の行き来が始まった。
(活動種目や、講座の無い地域からある地域の種目や講座への参加)
- ・ 合併後に広域行政機構を解散し、市が事務を引継いだことにより、行政の二重構造が解消され、より効率的な組織となった。
- ・ 行政に対する住民の意識向上
- ・ 住民サービスの平準化に向けたインフラ整備施策
- ・ 旧町村職混在配置による相互の自己研鑽意識の向上
- ・ 弊習・踏襲の行事及び事務等への問題提起と改善策の検討

1.1. その他合併後の行財政運営上の課題

(1) その他合併後の行財政運営上の課題（特に、財政上の課題以外のもの）があれば、自由にご記入ください。

- ・ 合併時において、旧市町村の独自のサービスとして当分の間存続させるとした事務を、今後新市として一体性を持たせる上でいかに調整を図っていくか検討を行っている。
- ・ 法改正など合併とは関係なく社会状況の変化に伴う制度や料金の変更が、住民からは合併の影響によるものと誤解を受けている。
- ・ 広域化した市域における住民自治の育成強化が課題であり、政令指定都市移行後の区単位の地域協議会の設置等の検討を行っている。
- ・ 各地域の振興と新市一体感の醸成のバランスをうまくとっていくこと。
- ・ 新市の一体性を速やかに確立するために、各種事務事業の平準化に取り組むこと。
- ・ 地域の一体感の醸成
- ・ 携帯電話の不感地域の解消や情報通信基盤の整備等により地域内格差の是正
- ・ 合併当初につき、新市建設計画の掲載事業で中止した事業は「なし」と回答しているが、議会・住民の中で問題視されている事業もある。広く住民の意見を聞きながら、将来的な財政見通しを踏まえた事業の再検討を、早急に行う必要がある。
- ・ 地域間競争に打ち勝つための、妙高ブランドづくりによる一層の交流人口の拡大。
- ・ 安心して生み育てられる環境を目指した、少子化、子育て支援対策の充実。
- ・ 持続可能な地域、生命地域を目指した環境対策の推進。
- ・ 合併により豊かになった自然、歴史・文化、産業など、特色ある様々な地域資源がひとつのまちの共有財産となり、これらを有機的に結びつけ、新たな力と価値を生み出すことによる「上越ブランド」の早期確立。
- ・ 北陸新幹線の開業を見据えた総合的な地域活性化政策と都市内交通や地域内交通のあり方などの総合的な交通政策についての検討。
- ・ 地域自治区を設置していない合併前の上越市の区域における地域自治区（もしくは地域協議会に類する附属機関）の設置とそのあり方についての検討を進めている。
- ・ 分庁舎方式のため、庁内の意思形成に時間がかかる。
- ・ 合併後緩やかに類似団体に近づけていくことが基本にあったが、三位一体改革による地方交付税の大幅な削減等により合併による効果を実感できない状況の中で、サービスの低下・削減に迫られている。
- ・ 公共施設の統廃合の鈍化
- ・ 予想以上の交付税の削減や広域行政機構の解散などにより、合併時の財政計画を見直す必要が生じ、H17年度に今後5カ年間の財政健全化計画を策定した。
- ・ 少子高齢化の進行
- ・ 情報化、国際化の進展
- ・ 市民ニーズの高度化・多様化
- ・ 経常的経費の費用対効果率の低下(支所及び維持管理等)
- ・ 統合合併による公有施設の有効利用の方途と解体費の捻出

地域審議会（地域自治区）実態調査 調査表

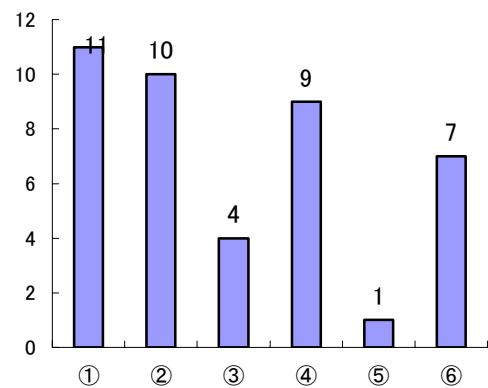
1. 地域審議会（地域協議会）における審議事項

- ◆ 建設計画や新市町の総合計画等のほか、公の施設や町・字名の取扱いなど、地域固有の事項について審議が行われており、具体的な答申内容についても、地域固有の課題に対する提言や住民の視点からの提案が行われている。

(1) 市町村長の諮問に応じ、どのような事項を審議していますか。あてはまるものを全て選んでください。

区 分	団体数
①市町村建設計画の変更に関する事項	11
②市町村建設計画の執行状況に関する事項	10
③合併特例債を財源とした地域振興のための基金の活用に関する事項	4
④新市町村の基本構想の作成及び変更に関する事項	9
⑤予算編成の際の事業等に関する要望	1
⑥その他	7

1-(1)審議事項



事業実施の開始年度及び事業内容等についての審議を予定している。

- ・ 所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項
- ・ 担当地域に係る地域固有業務に関する事項、担当区域に係る本市の施策に関する事項
- ・ 地域振興に関すること
- ・ 公の施設の設置・廃止
- ・ 町名・字名の取り扱いに関すること
- ・ 市有集会施設への指定管理者制度導入の可否
- ・ 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

(2) 地域審議会（地域協議会）が市町村長に意見具申した事例について、具体的内容を記入してください。

- ・ 政令市移行後の区名や区割り, 組織体制に関するもの
- ・ 区制施行後の空き庁舎スペースの活用に関するもの
- ・ 地域振興費や行政サービスに関するもの
- ・ 建設計画事業の促進に関するもの
- ・ 公共交通に関するもの
- ・ 町名変更、住所の表示からの大字表記の廃止等について
- ・ 21世紀にふさわしい産業振興について
- ・ 交通ネットワークの整備について
- ・ 情報ネットワークの整備について
- ・ 総合病院産婦人科の存続について
- ・ 嘱託員制度の導入について
- ・ 防災のまちづくりについて
- ・ 子どもの安全対策について
- ・ 子育て支援センターの開設時間延長について…合併協議において、制度統一のため、平成17年4月から開設時間が短縮されたが、延長開設を意見書として提出。
→ 平成18年度より、開設時間が延長されている。
- ・ ごみ袋の改善について…ごみ収集の分別の細分化、ごみ収集回数の増加により、ごみ袋の規格について、小さいものを製作してほしいとの意見書を提出。
→ 平成18年度より、小さいサイズの指定ごみ袋(5ℓ)の規格が新たに製作された。
- ・ 電源立地地域対策事業について
- ・ 地域の活性化にとって重要な課題であるにもかかわらず、協議の期間が少なく、今後は十分な協議・調査の期間を配慮するよう意見書を提出。
→地域の活性化にとって重要な課題について地域協議会において十分な議論が行えるよう、積極的な情報提供を図るとともに、審議期間を確保するよう努めると回答。
- ・ 雇用の場の確保
雇用の場の確保は若者の定住促進につながり、地域の活性化に寄与する。企業誘致及び地場起業雇用の場の確保に関する施策について積極的な取り組みをお願いしたい。
- ・ 地域産業育成施策の推進
地域の特色を認識し、人材育成・関連施設整備を計画的に実施し、活気あふれる施策の推進をお願いしたい。
- ・ 高齢者、障害者対策
今後増加が予想される老人世帯に対し、グループホーム等地域で支え、安心安全で過ごせる生活環境を構築するとともに、障害者が社会参加できるよう作業所建設施策をお願いしたい。
- ・ 人が輝く交流促進
今後予想される小中学校の統廃合による旧校舎及び児童数の減少による空き教室の有効活用
- ・ 地域内の実施計画(3年ローリング)の中で、旧町で実施されていたが合併後に休止を予定していた事業について復活の要望があり、検討の結果、実施することとなった。

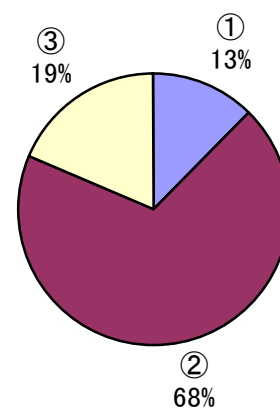
2. 地域審議会（地域協議会）の構成

- ◆ 委員については、ほとんどの団体で公募を実施しており、全団体での構成比も約25%近くになっている。定数を超えた場合は投票を行っている団体がある一方で、公募を行ってもなかなか人が集まらないという団体も少なくない。

(1) 新市町村内に複数の地域審議会を設置する場合、各地域審議会の委員の選任方法・基準は、地域審議会によって異なっていますか。あてはまるものを選んでください。

区分	団体数
①地域内には1つの地域審議会しかない	2
②委員の選任方法・基準や基本的な構成等は同じである。	11
③委員の選任方法・基準や基本的な構成等は、審議会によって異なっている。	3

2-(1)選任方法の異同



3. 事務局機能について

- ◆ 事務局として専任の職員を置いている団体はなく、本庁や支所の地域振興担当が兼務している例が多い。
- ◆ 広報については、定期的ではないにしても、多くの団体が開催の案内や審議結果を広報紙、ホームページ等によりお知らせしているが、地域によっては地域審議会の認知度を一層高めることが望まれている。

(1) 地域審議会（地域自治区）の事務局の内容について、下表にご記入ください。選択肢があるものにつきましては、あてはまるものを選んでください。

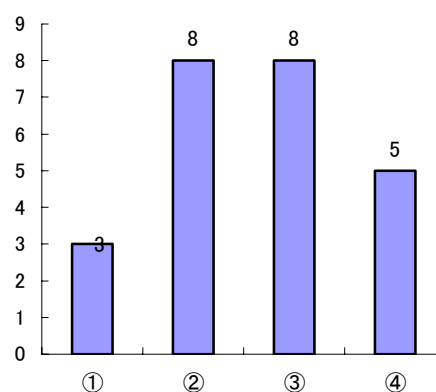
	事務局を担当する組織			担当職員数		備考
	本庁の専任組織	本庁の課係	支所(出張所)・区事務所	専従	兼務	
団体数	0	7	12	0人	2～11人 ※平均は2～3人	

※ 本庁及び支所（出張所）にそれぞれ担当組織を置いている団体があるため、合計は合併団体数と一致しない。

(2) 地域審議会（地域協議会）での審議結果の広報等について、あてはまるものを選んでください。

区分	団体数
①地域審議会(地域自治区)専用の広報紙の発行	3
②通常の市町村広報紙への情報の掲載	8
③ホームページの開設	8
④その他、特徴的な取組	5

3- (2) 審議結果の広報等



- ・ 地域委員会議事録を、本庁及び支所の情報ラウンジに置いて、市民に公開
- ・ 地域協議会による広報の配布、個人による自前の広報の配布

(3) 事務局運営上の課題や、特に留意している点があれば、ご記入ください。

- ・ 地域審議会の開催は各支所それぞれで行っている。
- ・ 会議は公開とし、開催の周知や傍聴に配慮するとともに、会議終了後、速やかに会議速報や会議概要等をホームページなどで公開している。
- ・ 少ない時間で効率的に審議できるよう、当日の会議資料については可能な限り事前配布としている。
- ・ 地域委員会の役割を地域委員に伝え、委員会の運営が要望や陳情にならないようにしている。また、地域住民に地域委員会の役割や活動を理解してもらうよう、地域委員会だよりで周知に努めている。
- ・ 3地域審議会の独自性を重視しながら、市全域の重要課題に留意している。
- ・ 地域協議会について、住民の認知度がまだ十分といえないことから、周知が必要。
- ・ 町内会など、これまで住民の意見を行政に伝えてきた他の仕組みとの関係についての整理が必要。
- ・ 現在、市長は地域協議会の意見を全て聴いているが、市長が可能な限り協議会を尊重しようとしても、協議会の意見とは異なる判断をせざるを得ないことが考えられ、その時にどのように協議会や住民に説明するのも今後の課題である。
- ・ 今後の地域審議会のあり方。
- ・ 地域全般の意見集約の方法等の課題がある。
- ・ 地域の課題について、その解決方法等を話し合う場とし、陳情の場としないように配慮している。
- ・ 会議は公開としているが、議事録について未公開としているので、ホームページの掲載も会の案内などに限られてしまう。

4. その他

(1) その他、地域審議会（地域自治区）の特色ある取組があれば、ご記入ください。

- ・ 政令市移行に合わせて地域審議会を廃止し、行政区ごとに区地域協議会を設置する予定である。区地域協議会は、地域審議会の持っていた役割のほか、住民と行政との協働の要として地域課題の解決を図る、あらたな機関として位置付けるものである。
- ・ 地域委員長会議を年2回開催し、地域委員会の運営や問題点についてお互いに話し合うことにより、今後の地域委員会のよりよい運営に努めている。
- ・ 各地域委員会で市内や県内外の先進地視察を年1回行い、他の地域の地域資源やまちづくりについて研修し、自分たちの地域の振興に役立てている。
- ・ 各支所が行なう旧市町村単位の地域振興のためのソフト事業の決定や、地域のコミュニティ関係団体が、自ら考え、自ら具体化していく事業を実施する団体に補助金の交付決定を行い、地域のごとは地域で解決し、地域の実情に即した地域自治を行う仕組みを構築している。
- ・ 住民組織
各地域自治区では、区域における地域づくりやこれまで行政が行ってきた事業や公的サービスを行政に代わって実施することなどを目的とする住民組織が設立された。地域の祭りやイベントを実施しているほか、市からの業務の受託や指定管理者として公の施設の管理を行っている団体もある。
- ・ コミュニティプラザ
旧町村役場や公民館などを転用して、地域住民が集まり、活動する場である「コミュニティプラザ」を整備し、ここに地域自治区の事務所を置き、住民と行政との協働を進めやすい環境整備を進めている。また、コミュニティプラザの管理・運営を住民組織等に委ねることにより、住民の公的分野への参画による自主的・自立的な地域づくりを目指している。
- ・ 住民意見の反映
当市では、地域自治区内の住民の意見の把握のため、各区に市政に対する意見や要望を投函できる市民の声ポストの設置を行い、また、市民と市長の対話集会、市民と部局長との意見交換会の開催などを開催し、各地域自治区との情報の共有を図っている。
- ・ 未設置の地域に対する地域自治区の設置に向けた検討
地域自治区未設置の区域にも地域協議会の設置を導入することに向け、地域自治区を基軸に専門家による議論を通して、当市における都市内分権及び住民自治のあり方を探ることを目的とし、研究会を設置し、検討を行っている。
- ・ 3 団体合併であるが、地域審議会は2地区の設置であったので、未設置地区の意見集約や審議会の役割などで、今後調整が必要になることも考えられる。

本調査結果についてのご意見、お問い合わせ等は下記の連絡先までお願いします。

新潟県総務管理部市町村課合併支援室

TEL 025-280-5114

FAX 025-280-5512

e-mail T0201602@mail.pref.niigata.jp